

●セーフティ認定 よくある質問（令和2年5月11日時点）

問1 売上高の考え方は。

答 原則、申請の段階で、売り上げが把握できている日までの1か月間の売上高を「最近1か月の売上高」と考える。これを前年の同時期と比較していただく。（税込 or 税抜、入金ベース or 売上ベース or 受注ベースなど、可能な限り同条件で）

ただし、この考え方で、減少率を満たさない場合、売り上げが把握できている日までの最低でも2週間分を月換算する方法でも可（1週間を月換算は不可）。この場合、申請の際には売上高の計算方法について考え方を説明していただく必要がある。

【例】5月20日現在の申請の場合

・5月15日までの売上高を把握している場合

⇒ 5月1日～15日の15日間を月換算した売上高

※この場合、単純に前半分を2倍するほか、5月後半に休業などで売上が見込めないのであれば前半の売り上げを5月分にするなど、業態によって月換算の手法は異なる。

・4月30日までの売上高を把握している場合

⇒ 4月1日～4月30日の売上高

4月16日～30日の15日間を月換算した売上高

問2 本店登記が四日市市外である場合、認定はどこで受ければよいか。

答 事業実態のある市町村で認定を受ける必要がある。多店舗展開しているなどの場合は、状況によって異なる場合があるため、お問い合わせいただきたい。

【例】飲食業を1店舗営んでおり、本店登記地が名古屋市、飲食店の所在地が四日市市内である場合は四日市市で認定を受ける必要がある。

問3 5号（イ）を申請する際、どの様式で申請すればよいか

答 令和2年5月より、保証対象の全業種が指定業種となったことから、様式が5（イ-⑤'）に統一されましたので、当該様式にて申請されたい。

問4 認定書の有効期間までに申し込みが間に合わないが、再度申請すべきか。

答 令和2年5月1日より下記の運用となっている。

令和2年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書については、有効期間を同年8月31日までと読み替えるものとする。

また、三重県新制度「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」への借換などを行う際には、再度認定申請を行うのではなく、すでに発行を受けている認定書の写しを添付すれば足りる。

問5 認定申請書の修正は訂正印が必要か。

答 日付をはじめ、金額や減少率であっても、訂正していただいても構いません。

訂正方法は下記のとおり。

①訂正印による訂正

②申請者または受任者による訂正

(例) 申請者である「いろは株式会社 代表取締役 四日市太郎」が訂正する場合

20 (5月8日 四日市太郎 訂正)
減少率 ~~15~~ % (実績)

(例) 受任者である「いろは銀行の担当者四日市太郎」が訂正する場合

20 (5月8日 いろは銀行 四日市太郎 訂正)
減少率 ~~15~~ % (実績)

問6 個人事業主の場合、申請書の住所欄にはどの住所を記入すべきか。

答 申請者の住所を記入。